

添付法令資料 1 :

モロッコにおける測量機器の検査に係る 2009 年 5 月 21 日付政令  
第 2-05-813 号 (目次)

- 第 1 編 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 編 検査の実施 (第 3 条～第 29 条)
  - 第 1 章 型式の認定 (第 5 条～第 10 条)
  - 第 2 章 第一次検査 (第 11 条～第 15 条)
  - 第 3 章 設置後検査 (第 16 条～第 19 条)
  - 第 4 章 定期検査 (第 20 条～第 28 条)
  - 第 5 章 モニタリング (第 29 条)
- 第 3 編 測量機器の製造、修理及び設置を行う者の認定 (第 30 条～第 31 条)
- 第 4 編 実験及び検査実施を行う機関の指定及び認定 (第 32 条～第 36 条)
- 第 5 編 国家で統一された尺度 (第 37 条)
- 第 6 編 雑則 (第 38 条～第 46 条)